

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年 5 月13日

【会社名】 株式会社アドバネクス

【英訳名】 Advanex Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 柴 野 恒 雄

【本店の所在の場所】 東京都北区田端六丁目 1 番 1 号

【電話番号】 03(3822)5860(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役常務最高財務責任者 大 野 俊 也

【最寄りの連絡場所】 東京都北区田端六丁目 1 番 1 号

【電話番号】 03(3822)5860(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役常務最高財務責任者 大 野 俊 也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. のれんの減損処理、関係会社株式の評価損について

(1) 当該事象の発生年月日

2019年5月9日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

のれんの減損損失の計上（連結決算）

当社の連結子会社であるPT. Advanex Precision Indonesiaの事業計画が当初想定した計画を下回って推移していることから、当社はPT. Advanex Precision Indonesiaの今後の計画の見直しを行いました。その計画に基づき、当該連結子会社の取得時に発生したのれんの回収可能性の検討を実施したところ、のれんの減損損失67百万円を特別損失として計上いたしました。

関係会社株式の評価損の計上（個別決算）

上記に記載したのれんの減損損失の計上に伴い、当社が保有するPT. Advanex Precision Indonesia株式について関係会社株式評価損として4億58百万円を個別決算の特別損失として計上いたしました。なお、当該関係会社株式評価損は、連結決算においては消去されるため、連結損益への影響はありません。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2019年3月期において、以下のとおり減損損失及び関係会社株式評価損を特別損失として計上いたしました。

（連結決算）

減損損失 67百万円

（個別決算）

関係会社株式評価損 4億58百万円

2. 投資有価証券売却益について

(1) 当該事象の発生年月日

2019年3月14日～3月26日

(2) 当該事象の内容

投資有価証券売却益の計上

コーポレートガバナンス・コードに基づく政策保有株式の見直し、財務体質の強化及び資産効率の向上を図るため、当社保有の上場有価証券1銘柄を売却いたしました。投資有価証券売却益として93百万円計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2019年3月期において、以下のとおり投資有価証券売却益を特別利益として計上いたしました。

投資有価証券売却益 93百万円

3. 資金の借入について

(1) 当該事象の発生年月

2018年10月22日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、2018年10月22日の取締役会決議により、総額20億円のタームローン契約を締結することを決定いたしました。

タームローン契約の概要

イ．借入総額	20億円
ロ．契約締結日	2018年10月29日
ハ．借入期間	2018年10月31日から2024年1月31日まで
ニ．返済方法	3ヶ月ごとの約定弁済
ホ．資金使途	事業資金
ヘ．担保の有無	無担保
ト．借入先	株式会社三菱UFJ銀行

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該資金の借入れを実行することにより有利子負債が20億円増加し、金利負担が発生いたします。

以 上